大栄環境㈱三木事業所　吉祥寺最終処分場　維持管理計画（廃止基準）

	廃止基準	適合計画
1	廃棄物最終処分場が囲い、立て札、調整池、浸出液処理設備を除き構造基準に適合していないと認められないこと。	廃棄物最終処分場が囲い、立て札、調整池、浸出液処理設備を除き構造基準に適合していないと認められないために必要な措置を講じる。
2	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講じる。
3	火災発生を防止するために必要な措置を講じられていること。	火災発生を防止するために必要な措置を講じる。
4	ねずみが生息し、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。	ねずみが生息し、はえその他の害虫が発生させないために必要な措置を講じる。
5	地下水等の水質検査の結果、次のいずれにも該当しないこと。ただし、水質の悪化が認められない場合においてはこの限りではない。 イ. 現に地下水質が基準に適合していないこと ロ. 検査結果の傾向に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること	地下水等の水質検査の結果、次のいずれにも該当しないために必要な措置を講じる。 イ. 現に地下水質が基準に適合していないこと ロ. 検査結果の傾向に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること
6	保有水等排水設備により集められた保有水等の水質が、次に掲げる項目・頻度で２年以上にわたり行った水質検査の結果、排水基準等に適合していると認められること。 (1) 排水基準等　６月に１回以上 (2) 水素イオン濃度、ＢＯＤ、ＣＯＤ、ＳＳ　３月に１回以上	保有水等排水設備により集められた保有水等の水質が、次に掲げる項目・頻度で３年以上にわたり行った水質検査の結果、排水基準等に適合していると認められるために必要な措置を講じる。 (1) 排水基準等　６月に１回以上 (3) 水素イオン濃度、ＢＯＤ、ＣＯＤ、ＳＳ　３月に１回以上
7	埋め立て地からガスの発生がほとんど認められない、またはガスの発生量の増加が２年以上にわたり認められないこと。	埋め立て地からガスの発生がほとんど認められない、またはガスの発生量の増加が３年以上にわたり認められないために必要な措置を講じる。
8	埋立地の内部が周辺の地中温度に比して異常な高温になっていないこと。	埋立地の内部が周辺の地中温度に比して異常な高温にならないために必要な措置を講じる。
9	おおむね５０ｃｍ以上の覆いにより開口部が閉鎖されていること。	おおむね５０ｃｍ以上の覆いにより開口部が閉鎖さする。
10	雨水が入らず、腐敗せず保有水が生じない廃棄物のみを埋め立てる処分場の覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。	沈下、亀裂その他の変形が起こらないために必要な措置を講じる。
11	現に生活環境保全上の支障が生じないこと。	現に生活環境保全上の支障が生じないため必要な措置を講じる。